

地方交付税の財政調整機能について

地方交付税の財政調整機能

財源保障機能(マクロ)

＜地方財政全体の財政需要の充足＞

- 地方財政が計画的運営を維持するために必要な財源を国全体として保障

財源保障機能(ミクロ)

＜個別団体の財政需要の充足＞

- 地方団体が法令等に基づき実施する一定水準の行政の計画的運営を保障
(例) 小・中学校教職員の標準法に基づく配置、公共事業費の地方負担等に伴う財政需要の充足

財源調整機能(財政力格差是正機能)

＜団体間の格差是正＞

- 税源の偏在による地方団体間の財政力格差を是正

(毎年度)
地方財政計画の策定
(中長期)
地方交付税法第6条
の3第2項

- 地方財政全体として必要な歳出総額が賄われるよう、他の収入とあわせて、必要な地方交付税総額を保障

毎年度の地方交付税算定

- 各地方団体の財政需要に見合う財源を地方税収入と地方交付税で充足するよう保障するとともに、地方税収入の格差を是正

(参考)

地方分権推進計画(H10. 5. 29閣議決定)

第4 国庫補助負担金の整理合理化と地方税財源の充実確保

4 地方税財源の充実確保

(2) 地方交付税

ア 地方公共団体の自主的な行政執行等の機能を損なわずに、税源の偏在による財政力の格差を是正するとともに、地方公共団体が法令等に基づき実施する一定水準の行政の計画的運営を保障する上で、地方交付税の財政調整機能は極めて重要であることにかんがみ、今後とも地方財政計画の策定等を通じて、地方交付税総額の安定的確保を図る。

- 地方交付税は、毎年度の各地方団体に係る算定において、(需要額) - (収入額) = (交付税額) とすることにより、財源保障・財源調整(財政力格差是正)の2つの機能を同時・一体的に果たしているもの

⇒ この2つの機能は、本来不可分

※ 地方交付税の個別の算定方式に着目すると、

- 法令基準に基づく教職員や警察官の定数、公共事業に係る地方負担額などを指標として基準財政需要額を算定する「財源保障的要素の強いもの」と、
- 人口、面積などを指標として基準財政需要額を算定する「財源保障的要素の弱いもの」とがある。

今後、法令基準の緩和や、国庫補助負担金の廃止・縮減など、地方歳出に対する国の関与の縮小に応じて、地方交付税の算定方法についても上記①の比重を引下げ、②にシフトさせる方向で見直し。